

教育委員会定例会事項書

令和2年5月1日(金)
10:00～ 吉田山会館206会議室

1 開会宣言

議事録署名者 大 森 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 議 題

議案第 4号 専決処分の承認について(令和2年度三重県一般会計補正予算(第2号))

4 報 告 題

報告 1 訴えの提起に係る専決処分について

報告 2 令和3年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者
選抜実施要項について

報告 3 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について

報告 4 新型コロナウイルス感染防止に係る県立学校の休業延長について

報告 5 令和3年度三重県公立学校教員採用選考試験について

5 閉会宣言

前回定例会の審議結果

1 日時

令和2年4月15日(水)

開会 10時00分

閉会 10時37分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 木平教育長、森脇委員、黒田委員、北野委員

欠席者 大森委員

議事録署名者 黒田委員

4 採択議案の件名

議案第1号 公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則案

議案第2号 三重県総合博物館協議会委員の任命について

議案第3号 令和2年度三重県教科用図書選定審議会委員の任命について

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 令和2年度三重県立高等学校等入学者選抜及び三重県立特別支援学校入学者選考の概要について

報告2 新型コロナウイルス感染症に関する教育委員会の取組について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

議案第4号

専決処分の承認について（令和2年度三重県一般会計補正予算（第2号））

令和2年4月23日急施を要したため、別紙のとおり令和2年度三重県一般会計補正予算（第2号）に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。

令和2年5月1日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

令和2年度三重県一般会計補正予算（第2号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが、急施を要したため、三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを教育委員会に報告して承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。



教委第17-76号
令和2年4月23日

三重県知事 鈴木英敬様

三重県教育委員会教育長



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく
教育委員会の意見について

令和2年 4月23日付け総務第07-18号で照会のありました、令和2年定例会に提出する議案にかかる「歳入歳出予算のうち教育に関する事務にかかる部分その他教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件」については、原案に同意します。

事務担当

三重県教育委員会事務局

教育財務課 予算決算班

TEL 059-224-2943

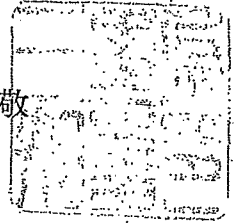
FAX 059-224-2319



総務第 07-18 号
令和 2 年 4 月 23 日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

三重県知事 鈴木 英敬



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づく教育
委員会の意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に定められた「歳入歳出
予算のうち教育に関する事務にかかる部分その他教育に関する事務について定
める議会の議決を経るべき事件」について、令和 2 年定例会に提出する議案を
作成するので、同条に基づき教育委員会の意見を伺います。

事務担当 総務部財政課 佐藤 (PHS 5281)

令和2年度三重県一般会計補正予算(第2号)

【教育委員会関係】

歳出補正予算

(単位:千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 |
|-----|---------|-------------|---------|-------------|
| 教育費 | 教育総務費 | 22,913,723 | 142,061 | 23,055,784 |
| | 小学校費 | 54,440,157 | — | 54,440,157 |
| | 中学校費 | 29,823,760 | — | 29,823,760 |
| | 高等学校費 | 34,560,423 | 129,310 | 34,689,733 |
| | 特別支援学校費 | 12,365,932 | 68,980 | 12,434,912 |
| | 社会教育費 | 810,868 | — | 810,868 |
| | 保健体育費 | 525,119 | 7,392 | 532,511 |
| 合 計 | | 155,439,982 | 347,743 | 155,787,725 |

歳出補正予算の内訳

(単位:千円)

| 事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | 内容 |
|----------------------|-----------|---------|-----------|--|
| 教育総務費 | | | | |
| いじめ対策推進事業費 | 5,910 | 3,500 | 9,410 | 感染症に係るいじめや人権侵害等から児童生徒を守るためのネットパトロール強化による増額 |
| 高等学校学力向上推進事業費 | 16,496 | 68,068 | 84,564 | 高等学校において、登校時間の調整や始業時間の変更では混雑を回避できない公共交通機関の路線に、バスの増便等を行うことによる増額 |
| 未来へつなぐキャリア教育推進事業費 | 22,091 | 3,468 | 25,559 | 早期からの企業の求人開拓やきめ細かな進路相談、企業とのマッチングなどを行う就職アドバイザーを増員するための増額 |
| 高校生等教育費負担軽減事業費 | 3,830,565 | 31,095 | 3,861,660 | 家計が急変し、奨学給付金の要件を満たすこととなった世帯に支給を行うための増額 |
| 学校における働き方改革推進事業費 | 60,118 | 30,800 | 90,918 | 県立学校における消毒作業や健康観察、教材準備の補助等を行うスクール・サポート・スタッフの配置による増額 |
| 特別支援学校メディカル・サポート事業費 | 5,690 | 1,480 | 7,170 | 消毒液等の購入による増額 |
| 総合教育センター管理運営費 | 92,286 | 308 | 92,594 | マスク、消毒液等の購入による増額 |
| 教職員健康支援事業費 | 165,330 | 3,342 | 168,672 | マスク、消毒液等の購入による増額 |
| 高等学校費 | | | | |
| 情報教育充実支援事業費 | 992,194 | 129,310 | 1,121,504 | 児童生徒が家庭で授業を受講できるよう、オンライン教育を行うための機材の購入等による増額 |
| 特別支援学校費 | | | | |
| 特別支援学校スクールバス等運行委託事業費 | 314,540 | 67,980 | 382,520 | 特別支援学校のスクールバスの「3つの密」を回避できるよう、スクールバスの増便を行うことによる増額 |
| 特別支援学校給食調理・配送業務委託事業費 | 102,557 | 1,000 | 103,557 | 給食時における食堂での密集を避けるため、給食を各教室へ運搬する機材の購入による増額 |
| 保健体育費 | | | | |
| 県立学校児童生徒等健康管理事業費 | 63,611 | 7,392 | 71,003 | マスク、消毒液等の購入による増額 |

報告 1

訴えの提起に係る専決処分について

三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、知事が支払督促に係る訴えの提起の専決処分を行ったことを、別紙のとおり令和2年三重県議会定例会6月定例会へ報告するので、報告する。

令和2年5月1日提出

三重県教育委員会事務局
教育財務課長

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月3日

三重県知事 鈴木英敬

訴えの提起（和解を含む。）について

県は、次の者を相手として三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起（和解を含む。）を行った。

| 区分 | 住所 | 氏名 | 専決年月日 |
|-------|---------------------------|-------|-----------|
| 教育委員会 | 三重県四日市市安島二丁目8番2号 ミカーサ安島5C | 中村 貴志 | 令和2年1月20日 |

訴えの提起に係る専決処分について

県は、次の者を相手として三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起を行いました。

1 経緯

三重県高等学校等修学奨学金返還金の貸付対象者の滞納に伴い、三重県教育委員会ではこれまで、当該対象者に対し、電話督促、文書通知、自宅訪問等を行い、納付を促してきました。

当該対象者は、返還金の一部を納付したのみで、今後の納付の連絡もなく、督促にも応じないことから、平成30年3月16日に知事名で最終催告を行いました。指定した期日までに入金がなかったため、令和元年5月23日に民事訴訟法に基づく支払督促申立手続(※)を債務者の住所地を管轄する簡易裁判所に行いました。

しかし、裁判所からの支払督促の通知が不送達となったため、所在調査のうえ、令和2年1月20日に改めて申立手続を実施したところ、令和2年1月31日付けで相手方から分納等を希望する旨の異議申立書が裁判所に提出されましたので、申立時に遡って訴えを提起したとみなされることとなりました。

(※) 支払督促申立手続について

簡易裁判所書記官が債権者に代わって督促を行うための手続であり、地方自治法の議決を要する訴えの提起には該当しませんが、期限内に相手方から異議申立てがあった場合には、民事訴訟法の規定に基づき、申立時に遡って債権者が訴えを提起したとみなされます。【参考資料2】

2 今回異議申立てがあった者に係る滞納金額等について

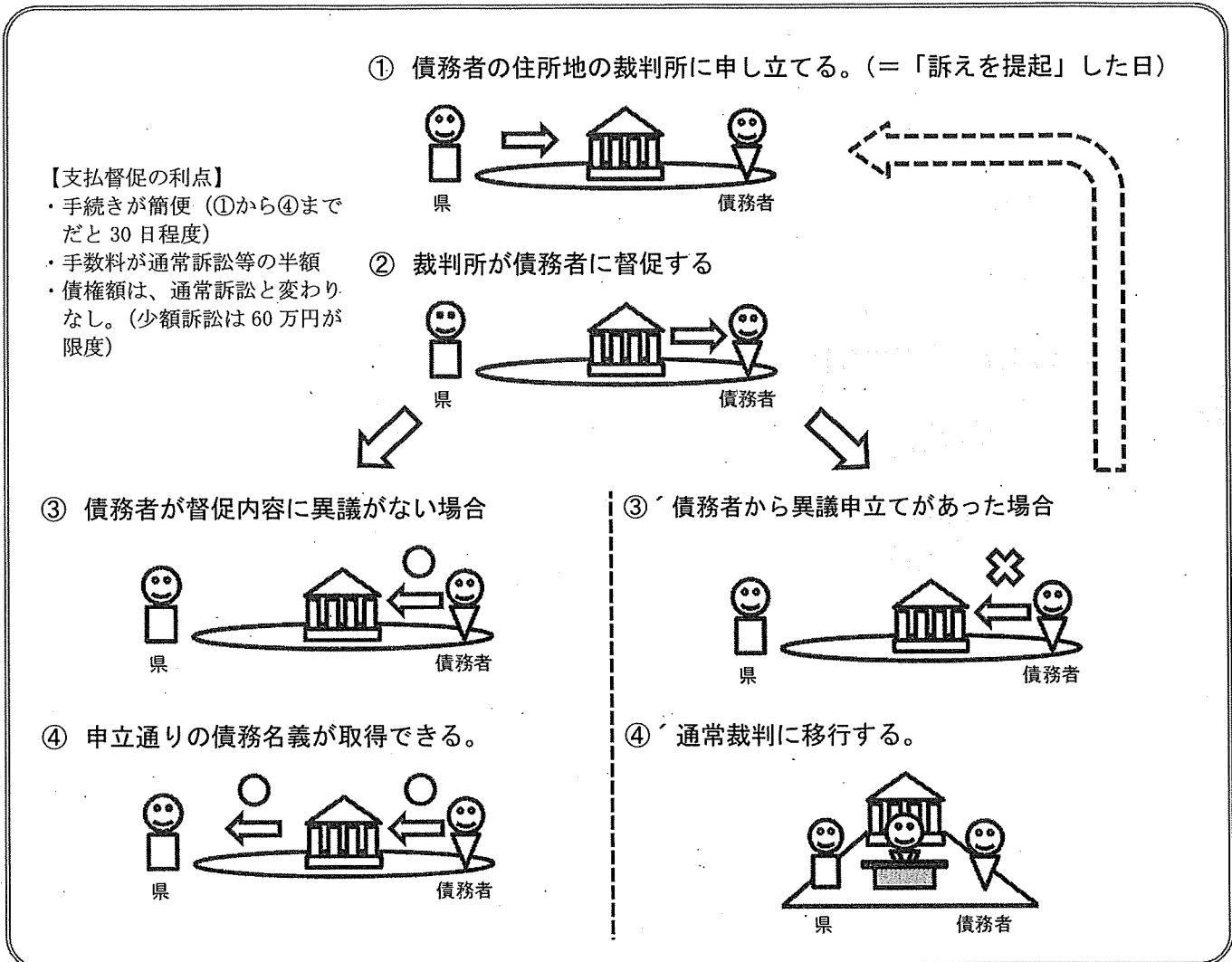
| 氏名 | 貸与期間 | 滞納金額 |
|------|------------------|----------|
| 中村貴志 | 平成22年4月～平成22年11月 | 148,500円 |

3 今後の対応

- (1) 県では、支払督促に係る訴えの提起については、議会から知事への委任専決事項に指定されているため、申立日に遡って専決処分を行ったとして、次回の議会に報告します。
- (2) 今後は相手方と話し合い、経済的に困窮しない範囲での分納を求めていきます。

支払督促制度の概要等

1 支払督促制度の概要



2 債権管理の取り組み

| 段階 | 対象（原則） | 取組内容 |
|------|-------------------|---------------------|
| 第1段階 | 納期限までに納付しなかった者 | 文書督促（催告）、架電、自宅訪問 |
| 第2段階 | 6か月以上滞納した者 | 債権回収会社等へ債権回収委託 |
| 第3段階 | 第2段階で滞納解消に至らなかった者 | 最終催告を行い、裁判所へ支払督促申立て |
| 第4段階 | 第3段階で債務名義を取得した者 | 強制執行による債権の回収 |

報告2

令和3年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施
要項について

令和3年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項につい
て、別紙のとおり報告する。

令和2年5月1日提出

三重県教育委員会事務局
高校教育課長

令和3年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項

1 募集

(1) 応募資格

ア 特別選抜

特別選抜を志願することのできる者は、県内高等学校の工業に関する学科を令和3年3月卒業見込みの者で、合格した場合、入学を確約できる者とする。

イ 一般選抜

一般選抜を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 高等学校もしくは中等教育学校の卒業生又は令和3年3月卒業見込みの者

(イ) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は令和3年3月修了見込みの者

(ウ) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者又は令和3年3月31日までにこれに該当する見込みの者

(2) 入学定員

ものづくり創造専攻科 第1学年 20人（機械コース、電気コース各10人程度）

※ 特別選抜の募集人数は12人程度とする。

※ 一般選抜の募集人数は入学定員より特別選抜の合格者数を除いた数とする。

(3) 募集方法

ア 入学願書等の受付期間及び受付時間

原則として、簡易書留の郵送により提出すること。（受付締切期限までに必着のこと。）

| 区分 | 受付期間 | 受付時間 |
|------|-------------------------------|-----------|
| 特別選抜 | 令和2年9月3日（木）から 9月9日（水）まで | 9時から16時まで |
| 一般選抜 | 令和2年10月28日（水）から 11月4日（水）まで | 9時から16時まで |

イ 応募手続

次の書類を三重県立四日市工業高等学校長に提出し、受検票を受け取る。

(ア) 専攻科入学願書【様式1】

(イ) 収入証紙納付書【様式2】（入学選抜手数料として、2,200円の三重県収入証紙を貼付する。）

(ウ) 専攻科受検票【様式3】

(エ) 志願理由書【様式4】

(オ) 最終出身学校長からの調査書

(カ) 推薦書【様式5】（特別選抜のみ）

(キ) 返信用封筒（受検票返送用：宛名を記載し、簡易書留相当額の切手を貼付する。）

※ ただし、入学願書等を三重県立四日市工業高等学校に直接提出する者は（キ）を省略することができる。

なお、納入した入学選抜手数料は理由のいかんを問わず返却しない。

2 検査、選抜及び合格者の発表

(1) 特別選抜

| | | |
|--------|----------------------------------|--------|
| 検査期日 | 令和2年9月16日(水) | |
| 受付 | 8時45分から 9時00分まで | |
| 検査日程 | 9時00分から 9時10分まで | 点呼・諸注意 |
| | 9時10分から10時10分まで | 小論文 |
| | 10時20分から | 面接 |
| 検査会場 | 三重県立四日市工業高等学校 ものづくり創造専攻科棟 | |
| 選抜方法 | 提出された書類及び検査の結果に基づいて、総合的に選抜する。 | |
| 合格者の決定 | 合格者は、三重県立四日市工業高等学校長が決定する。 | |
| 合格者の発表 | 令和2年9月25日(金)に可否通知書を出身高等学校長に通知する。 | |

※ 応募者の人数によっては、検査日程が変更になる場合があります。

(2) 一般選抜

| | | |
|--------|--|-------------------|
| 検査期日 | 令和2年11月11日(水) | |
| 受付 | 8時45分から 9時00分まで | |
| 検査日程 | 9時00分から 9時10分まで | 点呼・諸注意 |
| | 9時10分から10時00分まで | 学力検査 (機械または電気) |
| | 10時05分から10時35分まで | 実技検査 |
| | 10時40分から | 面接 |
| 検査会場 | 三重県立四日市工業高等学校 ものづくり創造専攻科棟 | |
| 選抜方法 | 提出された書類及び検査の結果に基づいて、総合的に選抜する。 | |
| 合格者の決定 | 合格者は、三重県立四日市工業高等学校長が決定する。 | |
| 合格者の発表 | 令和2年11月18日(水)9時30分に三重県立四日市工業高等学校において、合格者の受検番号を掲示するとともに、三重県立四日市工業高等学校ウェブページに掲載し、発表する。 | |

※ 応募者の人数によっては、検査日程が変更になる場合があります。

3 その他

(1) 入学志願者は、入学志願に必要な所定の用紙を三重県立四日市工業高等学校(〒510-0886 三重県四日市市日永東三丁目4番63号 TEL:059-346-2331)に請求する。

なお、郵送希望者は、返信用封筒(宛名を記載し、簡易書留相当額の切手を貼付のこと)を添えて請求する。

(2) 受検者は、交付された受検票を、検査当日受付に提示する。

報告 3

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について、別紙のとおり報告する。

令和2年5月1日提出

三重県教育委員会事務局
生徒指導課長

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について

三重県では、いじめの防止等に関する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組について情報交換等を行うため、三重県いじめ問題対策連絡協議会を条例により設置しています。

三重県いじめ問題対策連絡協議会の構成委員について、この度の人事異動により、下記のとおり委員の任免を行いました。

新任の委員の任期は、異動発令日から前任者の残任期間の令和2年6月30日までとなります。

記

| 団体名等 | 名前及び役職 | | 任期 |
|-----------------|--------------------|--------------------|---------------------------|
| | 解任 | 任命 | |
| 学識経験者 | ふじわら まさのり 藤原 正範 | わたなべ けんじ 渡邊 賢二 | 令和2年4月1日から 令和2年6月30日まで |
| | 鈴鹿医療科学大学 | 皇学館大学 | |
| 三重弁護士会 | いとう じん 伊藤 仁 | いとう まさあき 伊藤 正朗 | |
| | 三重県弁護士会 | 三重県弁護士会 | |
| 三重県 小中学校長会 | みやむら きよみ 宮村 喜代美 | たなか ゆうこ 田中 有子 | |
| | 鈴鹿市立白鳥中学校長 | 津市立久居東中学校長 | |
| 三重県立学校長会 | つじ なるひさ 辻 成尚 | もりやま たかひろ 森山 隆弘 | |
| | 県立亀山高等学校長 | 県立松阪高等学校長 | |
| 三重県 児童相談センター | しみず まさや 清水 正哉 | なかむら のりひさ 中村 徳久 | |
| | 中勢児童相談所長 | 県児童相談センター所長 | |
| 津地方法務局 | にしお あきひこ 西尾 昭彦 | にしかわ まさき 西川 昌樹 | |
| | 人権擁護課長 | 人権擁護課長 | |
| 三重県警察 | しまだ みつる 島田 満 | おかだ ともはる 岡田 智治 | |
| | 生活安全部少年課長 | 生活安全部少年課長 | |

| | | | |
|-----------------|--------------------|-------------------|--|
| 三重県 子ども・福祉部 | なかやま えりこ 中山 恵里子 | なかざわ かずや 中澤 和哉 | |
| | 次長 | 次長 | |
| 三重県教育委員会 事務局 | はせがわ あつこ 長谷川 敦子 | もろおか しん 諸岡 伸 | |
| | 学校教育担当次長 | 学校教育担当次長 | |

(参考)

- 1 根拠法令
いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 14 条第 1 項
三重県いじめ問題対策連絡協議会条例
（平成 26 年 3 月 27 日 三重県条例第 6 号）
- 2 委員数 15 人以内（三重県いじめ問題対策連絡協議会条例 第 3 条）
- 3 任期 1 年（三重県いじめ問題対策連絡協議会条例 第 4 条第 2 項）
- 4 設置日 平成 26 年 7 月 1 日

いじめ防止対策推進法（一部抜粋）（平成 25 年 9 月 28 日施行）

第二章 いじめ防止基本方針等

（いじめ問題対策連絡協議会）

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

三重県いじめ防止基本方針（一部抜粋）（平成 26 年 1 月 29 日策定 平成 31 年 3 月 7 日改訂）

3 三重県が実施するいじめの防止等に関する施策

（7）三重県いじめ問題対策連絡協議会

本県では、いじめの防止等に関する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組についての情報交換等を行うため、三重県いじめ問題対策連絡協議会条例により三重県いじめ問題対策連絡協議会を設置する。（平成二十六年三月 三重県条例第六号）（条例第 14 条）（※4）

構成は、三重県小中学校長会、三重県立学校長会、三重県市町教育長会、三

重県教育委員会、三重県私学協会、三重県児童相談センター、三重県警察、津地方法務局、三重県臨床心理士会、三重弁護士会の各代表、及び学識経験者等とする。

三重県いじめ問題対策連絡協議会条例(一部抜粋)(平成26年3月27日施行)

(組織)

第三条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

(委員)

第四条 委員は、いじめの防止等に関する機関及び団体の職員並びにいじめの防止等に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員

任期:令和元年7月1日~令和2年6月30日

| | | 令和元年6月30日~令和2年年3月31日 | | 令和2年4月1日~令和2年6月30日 | |
|-------|-----------------|----------------------|-----------------------|--------------------|-----------------------|
| 団体名等 | | 委員名 | 所属・役職等 | 交代委員名 | 所属・役職等 |
| 有識者 | 学識経験者 | ふじわら まさのり 藤原 正範 | 鈴鹿医療科学大学 保健衛生学部教授 | わたなべ けんじ 渡邊 賢二 | 皇學館大学 教育学部教授 |
| | 三重弁護士会 | いとう じん 伊藤 仁 | 三重弁護士会 推薦弁護士 | いとう まさあき 伊藤 正朗 | 三重弁護士会 推薦弁護士 |
| | 三重県 臨床心理士会 | くぼ さゆり 久保 早百合 | 三重県臨床心理士会 推薦臨床心理士 | (継続) | |
| 学校 | 三重県 小中学校長会 | なかたに みちよ 中谷 美智代 | 津市立倭小学校長 | (継続) | |
| | 三重県 小中学校長会 | みやむら きよみ 宮村 喜代美 | 鈴鹿市立白鳥中学校長 | たなか ゆうこ 田中 有子 | 津市立久居東中学校長 |
| | 三重県 高等学校長会 | つじ なるひさ 辻 成尚 | 県立亀山高等学校長 | もりやま たかひろ 森山 隆弘 | 県立松阪高等学校長 |
| | 三重県 私学協会 | おかじま よしのぶ 岡島 義信 | 青山高等学校長 | (継続) | |
| 教育委員会 | 三重県 市町教育長会 | たにくち しゅういち 谷口 修一 | 伊賀市教育委員会 教育長 | (継続) | |
| | 三重県 市町教育長会 | やまきた さとし 山北 哲 | 木曾岬町教育委員会 教育長 | (継続) | |
| 児相 | 三重県 児童相談センター | しみず まさや 清水 正哉 | 中勢児童相談所長 | なかむら のりひさ 中村 徳久 | 三重県児童相談センター 所長 |
| 法務局 | 津地方法務局 | にしお あきひこ 西尾 昭彦 | 津地方法務局 人権擁護課長 | にしかわ まさき 西川 昌樹 | 津地方法務局 人権擁護課長 |
| 警察 | 三重県警察 | しまだ みつる 島田 満 | 県警察本部 生活安全部少年課長 | おかだ ともはる 岡田 智治 | 県警察本部 生活安全部少年課長 |
| 県 | 三重県 子ども・福祉部 | なかやま えりこ 中山 恵里子 | 三重県 子ども・福祉部次長 | なかざわ かずや 中澤 和哉 | 三重県 子ども・福祉部次長 |
| | 教育委員会事務局 | はせがわ あつこ 長谷川 敦子 | 県教育委員会事務局 学校教育担当次長 | もろおか しん 諸岡 伸 | 県教育委員会事務局 学校教育担当次長 |

報告4

新型コロナウイルス感染防止に係る県立学校の休業延長について

新型コロナウイルス感染防止に係る県立学校の休業延長について、別紙のとおり報告する。

令和2年5月1日提出

三重県教育委員会事務局
教育総務課長

8

5

新型コロナウイルス感染防止に係る県立学校の休業延長について

1 臨時休業延長の考え方

本県における新型コロナウイルス感染症の感染者数は、4月14日から急増し、子どもの感染事例も確認されています。また、県内初めてのクラスターが発生するとともに、東紀州地域でも感染が確認され発生地域が県内全域に及ぶなど、予断を許さない状況にあり、県民の不安も一層高まっています。

隣接県では、4月16日に特定警戒都道府県に指定された愛知県、岐阜県で、感染者数が増加するとともに、新たなクラスターが発生するなど、依然として感染拡大が続いています。さらに、他県において、学校で教員・児童生徒が相次いで感染する事例も見られます。

また、本県が4月20日に発表した緊急事態措置における移動自粛等の効果については、5月6日までの実施期間後、約2週間先に確認されるということに加え、人の移動が再開した後の感染者の状況も一定期間見極めることも必要と考えられます。

こうした状況を踏まえ、児童生徒の安全・安心を第一に考え、県立学校の臨時休業を延長することとしました。

なお、学校の再開については、国の緊急事態宣言の動向、専門家会議の分析を踏まえつつ、県内における感染状況や隣接県の状況等を勘案して、5月25日に判断し通知します。その際は、感染者が県内全域に及んでいること、県立学校は通学区域が広域であることから、地域毎ではなく県立学校全体で判断する予定です。

2 臨時休業の期間

5月6日までとしている臨時休業の期間を、5月31日まで延長することとしました。

3 休業中の児童生徒への対応

(1) 年間指導計画の見直しと夏季休業の短縮

休業期間が更に1か月延びることで、新学期に入ってから家庭学習期間が2か月に及ぶことから、各学校は当初の年間指導計画を見直しとともに、夏季休業も一定期間短縮し、授業を実施することが必要となります。

夏季休業の期間は現在でも学校により異なり、4、5月分の授業の遅れの度合いや実習の有無も異なるため、短縮期間は一律とせず各学校の状況に応じて設定し、教育委員会に報告することとしています。

各学校は、4月と5月の家庭学習で当初の年間指導計画がどの程度進んだかを精査し、夏季休業の短縮期間も含め6月以降の年間指導計画を立て、5月8日までに教育委員会へ報告します。実習については、特に資格に関わるもの（看護、福祉、工業等）は、関係官庁の対応を踏まえ新しい指導計画に盛り込みます。

教育委員会で各学校の計画内容、夏季休業の短縮期間等を確認した後に、各学校は5月11日から、児童生徒、保護者に周知します。

(2) 5月の休業中の対応

① 高等学校

見直しを図った年間指導計画を効果的に進めるには、5月中に行う家庭での学習効果を高めるとともに、その定着状況を把握する必要があります。その際、理解が不十分な生徒には、必要な支援を行います。また、生徒の心身の健康や生活リズムを維持することも重要であることから、下記に留意して指導を行います。

○ オンライン教育を進めることにより、各学校は生活リズムの確立と効果的な学

習の取組を進めます。オンライン環境が十分でない生徒には、ノート型パソコン及びその接続機器を貸し出し対応しますが、機器が準備できるまでは、電話での確認やDVDの視聴、紙資料の郵送により対応します。貸し出しパソコンは教育委員会で準備し、5月11日から順次、学校に配付します。

《基本とする指導の形態》

- ・毎朝、オンラインでホームルームを実施（生徒は制服を着用）し、生徒の状況把握や、休業中の励まし、新型コロナウイルス感染症にかかる人権侵害や誹謗中傷は許されないことなどを指導します。
- ・ホームルームに続き、原則午前中2限のライブ授業を週に3日～5日実施し、紙教材と合わせ効果的に指導します。
- ・ライブ授業では、次のような取組が考えられます。
 - ア 基礎・基本を扱う場面においては、はじめの約20分間はライブ授業により解説し、授業をもとに生徒が個別で課題に取り組み、次回のライブ授業で取り組んだ課題を教師が確認することで学習の定着を図る。
 - イ 応用を扱う場面においては、あらかじめ与えておいた課題を生徒が取り組み、ライブ授業ではグループ間で課題を踏まえた話し合いを中心に行い、それぞれの発表をとおして学習内容の深化を図る。
 - ウ 学ぶことの魅力や楽しさを伝えるため、例えば、生徒が現在の世界の情勢・経済状況について、背景となる社会の動きやしくみを学び、自分の考えをレポートにまとめ発表したり、英語において、まずは身近な話題について話すことから始め、伝わることでコミュニケーションの楽しさを感じられる活動を実施したりすることが考えられる。
- ・午後には、プリント学習に取り組むとともに、個別指導や個別面談を、5月中に原則1人2回実施します。
- ・個別面談では、担任が現在の生徒の生活状況や自宅に長い時間いることで生じてくる心理的負担を把握し、対面指導が必要な生徒については登校させ指導します。
- 単元ごとに学習内容の理解や定着の状況を把握するため、オンライン授業の中で小テストや理解の確認などを行います。理解が不十分な生徒には、休業中の個別対応や授業再開後に補習を行います。
- 3年生の就職や進学の見学指導が非常に大切な時期です。教育委員会は、企業の動向や大学の最新情報について入手した情報を各学校に周知します。各学校においても、生徒の進路希望に応じて情報収集に努めます。これらをもとにして、担任は個別面談を実施し、生徒の進路実現に向けて取り組みます。

《登校日》

当面登校日は設けないこととしますが、緊急事態措置における移動自粛の効果が5月6日以降約2週間先に確認されることから、教育委員会がその後の登校日の設定について5月20日に通知します。

家庭の状況等により特別な配慮が必要な生徒や教育相談を継続して受けることが必要な生徒は、個別に登校させ相談を行います。

《部活動等》

部活動は、引き続き休止とします。また、体育施設を生徒や一般に開放することも休止とします。

② 特別支援学校

- 臨時休業の長期化に伴って、生活リズムの乱れ、ストレス、運動不足、身体機能の低下等が心配されることから、児童生徒の健康状況を把握することで、生活リズムを整えるとともに、適切な学習課題を提供するため、以下の対応を行います。オンライン環境が十分でない児童生徒には、必要な端末を教育委員会で準備し、配付します。
 - ・オンラインによる毎日の朝の会の実施や、学級担任等が電話による定時連絡を行います。
 - ・一人ひとりの状況に応じた学びを進めるため、学習プリントを配付します。また、ダンス・ストレッチ・歌を歌うことなどのライブ授業を、原則週3日午前中に行います。
 - ・学校からの授業配信時に福祉サービスを利用している家庭等、ライブ授業に参加できない場合には、録画した授業をいつでも視聴できるよう準備します。また、保護者の協力が不可欠なことから、保護者の過度な負担とならないよう配慮して実施します。
- 児童生徒が福祉サービスを利用している場合、一日の生活プログラムを共有するなど、児童生徒の生活状況を把握します。
- 保護者が仕事を休めず自宅等で一人で過ごすことができない児童生徒は、引き続き学校で受け入れます。また、長期の休業によるストレスの蓄積等、自宅で過ごすことが困難となった場合についても、学校で受け入れます。
- 高等部新入生について、年度初めの進路ガイダンスに替え、進路通信等を通じて周知するとともに、個別の相談を行います。
- 登校日については、高等学校と同じ扱いとします。

〈部活動等〉

部活動は、引き続き休止とします。また、体育施設を一般へ開放することも休止とします。

(3) 県立学校用の「読書」「料理」「運動」に関する動画のホームページへの掲載について

県教育委員会は、各学校の学習支援等の取組に加えて、児童生徒が外出を控え自宅で過ごす時間が長くなっている中で、このような機会だからこそ取り組める動画を配信します。内容は、自宅に居ながら様々な事実や未知の世界にふれ考えを深めることができる読書の大切さを伝える動画、児童生徒自身が自分で食事を準備する機会が増えることが考えられることから実際に調理する際に役立つ動画、室内で過ごす時間が長引く中で体力を維持するとともにストレス低減につなげる運動に関する動画となっています。

これらの動画は、下記のとおり、県教育委員会のホームページに掲載します。

今後は、読書や料理、運動に関するコンテンツを増やすことに加えて、楽しく豊かな気持ちを醸成する芸術（「音楽」「美術」「書道」）に関する動画や、個人への偏見や差別につながる行為や誹謗中傷を絶対に行わない人権感覚を高める動画を、順次作成し配信します。

① 配信開始日 令和2年5月1日（金）

② 配信方法 県教育委員会ホームページ（新型コロナウイルス感染症対策ポータル

サイト)に掲載

③ 動画の内容

○「本ススメ (読書の楽しさや大切さ)」

- ・ 時間 約15分
- ・ 制作 県学校図書館協議会 司書部
- ・ 出演 県立津高等学校 井戸本吉紀主査(学校司書)
- ・ 内容 「自宅にいる今だからこそ読書を楽しんでほしい」というメッセージとともに、著作権フリーや期間限定で自由閲覧となっている電子書籍の活用方法を紹介します。また、高校生にぜひ読んでもらいたいお薦め本の紹介もします。

○「相可高等学校食物調理科によるクッキング」

- ・ 時間 各コンテンツ約2、3分
- ・ 制作 一般社団法人未来の大人応援プロジェクト、県立相可高等学校
- ・ 出演 県立相可高等学校 食物調理科 生徒
- ・ 内容 外国人向けに制作した料理動画コンテンツであるため、手順、ポイント等、全て英語で解説します。既にYouTubeでは「Ninja Culinary Recipes」として平成29年度から配信しています(全14作品)。
(献立名)肉じゃが、だし巻き卵、手巻き寿司、きつねうどん、焼き鳥、焼きそば、お好み焼き、親子どんぶり、唐揚げ、チャーシュー麺、オムレツ、チーズケーキ、抹茶ロール、プリン

○「相可高等学校食物調理科教諭による料理の基本技術紹介」

- ・ 時間 各コンテンツ約6分～15分
- ・ 制作 県立相可高等学校 食物調理科
- ・ 出演 村林新吾教諭 西岡宏起実習助手
- ・ 内容 高校生が簡単に作れる献立や、料理の基本を動画で解説しています。
(作品名)おいしいご飯の炊き方(約7分)、包丁の研ぎ方(約7分)、だしの取り方・かきたま汁(約15分)、だし巻き卵(約6分)、親子どんぶり(約7分)、肉じゃが(約15分)

○「心もからだもリフレッシュ! (ストレッチ・筋トレ・フィットネス)」

- ・ 時間 約15分
- ・ 制作 県立四日市商業高等学校 保健体育科
- ・ 出演 梅田恵美子教諭 井上綾子教諭 櫻井裕昭教諭
- ・ 内容 体力向上やストレス解消につながるよう、児童生徒が室内で動画を見ながら簡単に組み入れる運動を紹介します。三重とこわか国体イメージソングに合わせて、ストレッチ、筋肉トレーニングを行います。

(4) こころのケア

新型コロナウイルス感染症による学校の休業期間が長期化しており、不安やストレスを感じている児童生徒へのこころのケアが必要です。そのため、オンラインによるホームルームや、定期的な個人面談等を利用して担任による児童生徒の状況把握を行い、こころのケアが必要な児童生徒には登校を促し、対面指導を行うとともに、必要

に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる支援を実施できる体制を整えています。

新型コロナウイルス感染症に係るいじめ・偏見・人権侵害についても5月15日から毎日（平日）ネットパトロールができるよう準備を進めています。

4 全国高校総体と全国中学校体育大会の中止

全国高等学校総合体育大会のアーチェリーと全国中学校体育大会の陸上、バスケットボール、サッカー、体操については三重県内での開催が予定されていましたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、全国高等学校総合体育大会及び全国中学校体育大会は中止となりました。

全国高等学校体育連盟から、各都道府県高等学校体育連盟において、各地域の実情を踏まえ、最終学年生徒の部活動成果の発表や大会などについて検討・配慮される旨の通知があり、本県高等学校体育連盟では、どのようなことができるかを検討しているところです。

県中学校体育連盟は、地区大会や県総合体育大会の開催について、連休明けに協議し、決定することとしています。

5 市町教育委員会への支援

公立小中学校を所管する市町教育委員会に対して、県立学校の休業延長に係る対応を参考に、市町の状況に応じて対応される旨の通知を行い、県内すべての市町で公立小中学校の5月31日までの休業延長が決定されています。

また、これまでも、県独自の学習教材や国が提供する学習支援のサイトなど、児童生徒や保護者、教員が活用できる資料・情報等を県教育委員会のホームページで紹介してきましたが、臨時休業が長期化していることから、児童生徒の学習に著しい遅れが生じないよう、家庭学習で活用できる動画配信など、学習保障のための支援に取り組みます。

